(相談結果)

-----県立水戸飯富特別支援学校 来校相談(教育相談)、出向き相談(巡回相談)の流れ

相談を希望される方 市町村教育委員会管下以外の学校 県立水戸飯富特別支援学校 内容 幼児教育施設の教職員、関係機関 ※保護者の方は、在籍校(園)を通しての お申し込みをお願いします。 相談依頼 依頼書の提出(様式I·A) 依頼書受理(様式1) (依頼書) 2 提出文書 ・日程、担当職員の調整 日程調整 送付 ・電話にて打ち合わせ ・出向き相談希望の確認 必要書類作成(出向き相談のみ) ・出向き相談 依頼文受理(様式2) ·依頼文を提出(様式2) ※来校相談については不要です ○ 相談内容に応じて、見学、打合せ、相談等の実施 3 相談実施 ①来校相談 ・主訴の確認、実態把握のための聞き取り (教育相談) ・支援方法についての話し合い ・学校見学、学校概要等の説明 ·研修協力の場合→研修内容に関する打合せ 等 ○ ご持参いただきたいもの ※学習・生活面への支援に関する相談の場合 ・お子さんの学習や生活の様子が分かるもの 「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」 授業で使用したノート、プリント、制作物 等 ○ 本校にて「教育相談票」への記入 ②出向き相談 ○ 現況の確認(生活の様子、学習の様子) 等 (巡回相談) 〇 授業参観、行動観察 ○ 教育支援体制・幼児児童生徒への指導・支援の検討 ○ 訪問支援の継続または終了 相談結果の提出(様式3) 報告書受理(様式3) 4 報告

・相談実施後 | ヶ月後を目安

に提出